

令和7年度の国民年金保険料が決定

月々17,510円、納付を忘れずに！



国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、年金制度に加入することが義務付けられています。自営業・無職・学生などの人は、国民年金に加入し自分で保険料を納めなければなりません。保険料を納めるのが経済的に難しい場合、保険料の免除制度や納付猶予制度があります。

国保年金課

☎995-1813

沼津年金事務所

☎921-2201

納付方法

- 納付書**／日本年金機構から納付書が送られます。金融機関・郵便局・コンビニなどで翌月末までに納めてください。手元に納付書がない場合、年金事務所へ連絡してください。
- 口座振替**／年金手帳・基礎年金番号通知書・納付書など基礎年金番号の分かるもの、通帳、金融機関の届出印を持って、国保年金課または年金事務所へ申し込んでください。
- クレジットカード**／年金手帳・基礎年金番号通知書・納付書など基礎年金番号の分かるもの、引き落としを希望するクレジットカードを持って、国保年金課または年金事務所へ申し込んでください。
- 電子決済**／納付書のバーコードを読み取り、スマートフォンを使って決済アプリで納付してください。

<前納がお得>

前納用納付書を使って、まとめて前払いができます。口座振替やクレジットカードでも前納ができます。

納付が困難な人のための制度

①免除申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業などの事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。免除を受けた期間は、将来の年金額の計算に含まれますが、一部減額されます。

②納付猶予申請

50歳未満の人で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業などの事由がある場合に、納付が猶予されます。納付猶予を受けた期間は、将来の年金額の計算に含まれません。

③学生納付特例申請

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。



各制度の申請方法

制度ごとに必要なものを持って、国保年金課または年金事務所へ申請してください。日本年金機構が審査を行います。申請が遅れると、万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、速やかに申請してください。

免除申請・納付猶予申請に必要なもの

年金手帳・基礎年金番号通知書・納付書など基礎年金番号の分かるもの、免許証・マイナンバーカードなどの身分証明書（失業などの理由で特例免除の申請をする場合は、あわせて雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票などの書類が必要となります）

学生納付特例申請に必要なもの

年金手帳・基礎年金番号通知書・納付書など基礎年金番号の分かるもの、学生証両面の写しまたは在学証明書、免許証・マイナンバーカードなどの身分証明書（来年度も継続して学生である場合、日本年金機構から3月下旬に、はがき形式の申請書が届きます。必要事項を記入して、返送してください）。

産前産後期間の免除制度

届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4カ月間の保険料が免除されます。

追納をおすすめします

保険料免除・納付猶予・学生納付特例は、10年以内であれば追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

●申請方法

年金手帳・基礎年金番号通知書・納付書など基礎年金番号がわかるもの、免許証・マイナンバーカードなどの身分証明書を持って、国保年金課または年金事務所へ申請してください。